

# 古河電工健康保険組合の付加給付について

傷病手当金付加金	1日につき標準報酬日額の 14/100
延長傷病手当付加金	1日につき標準報酬日額の 60/100(1年間)
出産手当付加金	1日につき標準報酬日額の 14/100
一部負担還元金付加金 合算高額療養費付加金 家族療養費付加金 訪問看護療養費付加金 家族訪問看護療養費付加金	<p>歴月毎、個人毎、医療機関毎、医科・歯科毎、入院・外来毎、(入院時の食事負担や差額ベッド代は含まない)の一部負担金から、高額療養費及び一部負担還元金等の自己負担限度額<sup>※1</sup>を差し引いた額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担限度額の少数第1位は四捨五入とする</li> <li>・付加給付算出額の10円未満は切り捨てとする</li> <li>・付加給付算出額が100円未満の場合は不支給とする</li> </ul>

## ※1 一部負担還元金(付加給付)の自己負担限度額

### 70歳未満の場合の自己負担限度額

70歳未満 所得区分		自己負担限度額
標準報酬月額	83万円以上	25,000円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
	53万円以上 83万円未満	25,000円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
	28万円以上 50万円未満	25,000円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
	26万円以下	25,000円
低所得者(住民税非課税)		25,000円

※数式の(医療費 - \*\*\*,\*\*\*円)がマイナスの場合は、( )内を0と見なします。

### 70歳以上の場合の自己負担限度額

70歳以上 75歳未満 所得区分		自己負担限度額	
		外来(個人毎)	入院(世帯)
現役並所得者Ⅲ 標準報酬月額 83万円以上	高齢受給者証の負担割合が3割の方	25,000円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	
現役並所得者Ⅱ 標準報酬月額 53万円～79万円		25,000円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	
現役並所得者Ⅰ 標準報酬月額 28万円～50万円		25,000円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
一般所得者 標準報酬月額 26万円以下		25,000円	
低所得者Ⅱ (被保険者が住民税非課税等である場合)		25,000円	
低所得者Ⅰ (被保険者とその扶養家族全ての方の収入が必要経費・控除額を除いた後の所得が0の場合)		25,000円	

※数式の(医療費 - \*\*\*,\*\*\*円)がマイナスの場合は、( )内を0と見なします。

### 一部負担還元金(付加給付)の支給除外について

医療費助成(小児医療・特定疾病・障害者など)が受けられる場合や、学校の活動中に負ったケガ等で治療を受け、日本スポーツ振興センターなどから給付金が支給される場合、また学校保険で治療費が支給される場合は、支給除外となります。